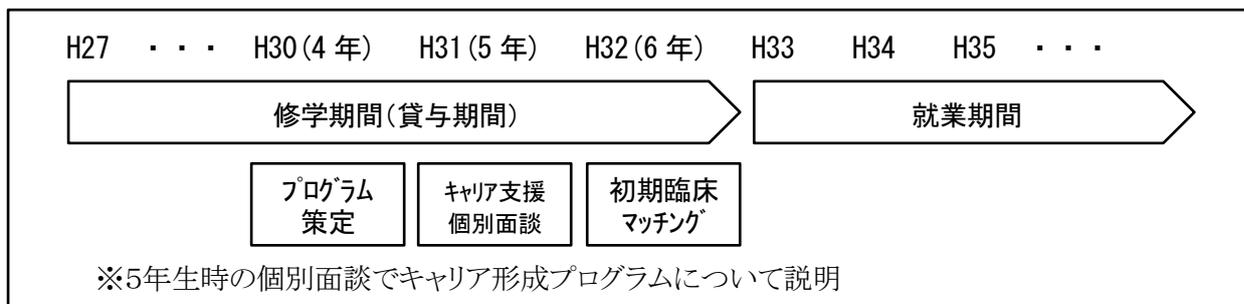


キャリア形成プログラムについて

1. 概要

○ 地域枠医師等を対象とした就業義務期間中の配置方針等を定めたもの。

- これまで就業義務のある地域枠医師等(医師修学資金貸与者)に対して、就業義務期間中の就業先地域や医療機関を指定するために各都道府県が策定した要綱等をキャリア形成プログラムと位置づけてきたが、昨年7月の医療法の改正により、地域枠医師等を対象に各都道府県がキャリア形成プログラムを策定することが医療法に規定された。
- 本県の医師修学資金貸与制度では、就業義務期間中は県内の公立病院等に勤務すればよいことから、これまでキャリア形成プログラムを策定してなかったが、平成27年度以降の新規貸与者について、医師免許取得後の就業先医療機関を知事が指定することとしたことから、当該貸与者が就業を開始する平成33年4月に向け、本年度中にキャリア形成プログラムを策定することとしている。



- キャリア形成プログラムに定める内容については、国より運用指針が示されたことから、運用指針を踏まえつつ、本県の貸与制度に合わせた内容とする。

※ 指針で示されたキャリア形成プログラムに定める内容

➤ 対象者、プログラムコース、対象期間、就業先となる医療機関、一次中断の事由

- 現状でキャリア形成プログラムの適用を受ける貸与者は次のとおりであり、今後、順次増加していく。

貸与者 (H27.4年入学/H33.3卒業)	17人 (うち地域枠17人)
貸与者 (H28.4年入学/H34.3卒業)	15人 (うち地域枠13人)
貸与者 (H29.4年入学/H35.3卒業)	18人 (うち地域枠18人)
貸与者 (H30.4年入学/H36.3卒業)	15人 (うち地域枠14人)

2. 主な記載内容

- 対象者 平成27年度(2015年度)以降に、新規で山梨県医師修学資金第2種の貸与を受ける者
- 配置方針 15年間で9年間を知事が指定する特定公立病院等で勤務し、かつ9年間のうち4年以上を医師不足地域に所在する特定公立病院等に勤務する。
- 配置調整 対象者の配置調整は、地域医療支援センターが行い、地対協での意見聴取を経て、知事が決定する。
- 特定公立病院等一覧 等